

令和4年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年3月1日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火）午前10時開会

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2  |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について                       |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                 |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 尾鷲市保育所条例の一部改正について                          |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について             |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について                          |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                  |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について                      |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について              |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について             |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について                    |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について                    |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決について              |
| 日程第 18 | 議案第 18号 | 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について       |
| 日程第 19 | 議案第 19号 | 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正                    |

予算（第3号）の議決について

日程第20 議案第20号 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）  
の議決について

日程第21 議案第21号 令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）  
の議決について

日程第22 議案第22号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい  
て

日程第23 議案第23号 尾鷲市道路線の認定について  
（提案説明、審議留保）

日程第24 議案第24号 尾鷲市監査委員の選任について

日程第25 議案第25号 尾鷲市公平委員会委員の選任について

日程第26 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第27 議案第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（9名）

2番	小川公明	議員	3番	濱中佳芳子	議員
4番	西川守哉	議員	5番	村田幸隆	議員
6番	三鬼和昭	議員	7番	内山左和子	議員
8番	中村レイ	議員	9番	中里沙也加	議員
10番	仲明	議員			

○欠席議員（1名）

1番 南靖久 議員

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
会計管理者兼会計課長		平	山		始	君
政策調整課長		三	鬼		望	君
政策調整課参事		西	村	美	克	君
総務課長		竹	平	專	作	君
財政課長		岩	本		功	君
防災危機管理課長		尾	上	廣	宣	君
税務課長		仲		浩	紀	君
市民サービス課長		宇	利		崇	君
福祉保健課長		山	口	修	史	君
環境課長		吉	沢	道	夫	君
商工観光課長		森	本	眞	明	君
水産農林課長		芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監		丸	茂	亮	太	君
建設課長		内	山	眞	杉	君
水道部長		神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長		佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長		高	浜	宏	之	君
教育課長		出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長		森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長		三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		植	前		健	君
監査委員事務局長		野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英
議事・調査係書記	相	賀	智

〔開会 午前 9時56分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

定刻より少しお早いようですが、全員御参集いただきましたので、これより、令和4年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和4年第1回定例会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、定例会の開会直前に議会運営委員会及び全員協議会を開催していただき、上程する予定であった「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」の議案を取り下げさせていただきました。

執行部としては、議案上程に際し、議案の精査が足らなかったことにつきまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、本定例会に上程させていただきます議案につきましては、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」をはじめとする議案26件と、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、1番、南靖久議員は、所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から、日程第23、議案第23号「尾鷲市道路線の認定について」までの計21議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました21議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 令和4年第1回定例会に当たり、この場をお借りいたしまして、本市として2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、「ゼロカーボンシティ」を宣言させていただきます。

本市でのゼロカーボンシティは、「脱炭素と教育のまち尾鷲」を目指し、「森林資源・海洋資源の保全を通じた温室効果ガス吸収量の増加」、「温室効果ガス排出量の削減」、そして「豊かな森林資源・海洋資源を生かした新しい教育モデルの検討」の三つの施策を柱に取組を進めてまいりたいと考えております。

そして、これを具現化する体制として、現在、日本郵政株式会社、ヤフー株式会社、一般社団法人ネクスト・コモンズ・ラボ、三ツ輪ホールディングス株式会社、合同会社シーベジタブル、尾鷲商工会議所、一般社団法人つちからみのれの市内外の七つの企業・団体に参画していただくものです。

今後、それぞれの企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、次のとおり、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言～「22世紀に向けたサステナブルシティ」の実現に向けて～。

近年の地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響は、世界中で深刻な自然災害を引き起こし、また、わが国においても、ゲリラ豪雨などに見られるこれまでにない規模での大雨や大型台風など、異常気象が多発しており、私たちの生活に

大きな影響を及ぼしています。

このことは、大台山系を背後に黒潮を臨む本市においても例外ではありません。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの世界的な平均気温上昇幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」という目標が掲げられ、現在、わが国を含む世界各国では、この目標達成のために、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要」との共通認識がなされています。

「尾鷲市民憲章」にも掲げられていますように、私たちの尾鷲市は、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた、伝統と産業と文化の都市であります。

未来を担う子供たちのためにも、100年後にこの美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことは、私たちの責務であります。

私たちは、これまで以上に市民、事業者、行政が一丸となって、この尾鷲の海・山・川、そして地形・気候のめぐみを最大限に生かした新しい教育モデルを模索しながら、豊かな里山・里海の保全、更には、再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいかねばなりません。

尾鷲市では、この思いに共感し、賛同いただいた市内外のパートナーである企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ尾鷲」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでいくことを本日ここに宣言いたします。

令和4年3月1日、尾鷲市長、加藤千速。

以上でございます。

なお、本日、定例会終了後、三重県立熊野古道センターにおきまして、議長、副議長、議会運営委員長にも御同席いただき、午後2時より、本宣言に係る記者会見を開催いたします。

この記者会見には、先ほど申し上げました御賛同いただく市内外の企業・団体にも御臨席いただき、ともに取組方針を紹介させていただくものでございます。

私といたしましては、この美しい尾鷲市を次の世代にしっかりと引き継ぐための地域づくりを、この宣言を通して多くの企業・団体の応援、支援、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解を賜りますと

もに、今後の市政運営に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度を始期とする第7次尾鷲市総合計画がスタートします。

人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延や中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止など、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しく、著しい変化の中でスタートする第7次尾鷲市総合計画では、強靱な地域づくりを推進するための尾鷲市国土強靱化地域計画や人口減少対策や地方創生に取り組み、将来にわたって活力ある地域社会を目指す第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的かつ総合的に政策分野全般を横断し、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けた取組を推進してまいります。

そして、まちの将来像を実現させるための取組を推進していくに当たりましては、五つの基本目標である、1、安心して生み・育て・暮らせるまちを創る、2、安全で快適に暮らせるまちを創る、3、人々が集い、活力溢れるまちを創る、4、郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る、5、健全で次世代に繋ぐまちを創るに基づき、必要な政策、施策を体系的かつ具体的に示した、令和8年度までの前期基本計画が基本となります。

このことから、計画の実現性、実効性を確保するために、市民の皆様、議員の皆様とともに考え、協力し、そして全庁一丸となって積極果敢に行動してまいりますので、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、何とぞ皆様のより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新年度から、既に様々な団体の皆様が取り組んでいただいておりますが、尾鷲市といたしましては、尾鷲市民憲章に定めがある「郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう」を体現するために、様々な団体の皆様と連携を図りながら、まちなか清掃を実施してまいりたいと考えております。

こうした取組を通して、市民一人一人が尾鷲に誇りと愛着を持ち、おもてなしの心を育む地域づくりのきっかけにしてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取組を説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

2年を超える闘いとなってまいりました新型コロナウイルスにつきましては、いまだ収束が見えず、デルタ株からの置き換わりが進んでいると考えられるオミ

クロン株による第6波は、全国的にも感染拡大が広がっており、三重県におきましても、1月中旬から急激に感染者数が増加し、先月3日には、初めて1日の感染者数が1,000人を超え、過去最多となりました。

このような状況の中、三重県におきましては、1月13日にまん延防止等重点措置が適用され、同月31日には、本市も三重県まん延防止等重点措置の特に重点措置を講じる区域の対象となりました。

また、この適用期間につきましては、先月の13日から、さらに今月6日まで延長されており、いまだなお予断を許さない状況にあります。

このことから、市民の皆様におかれましては、御自身や御家族など大切な方々の命と健康を守るために、引き続き感染防止対策に御理解、御協力をお願いいたします。

なお、尾鷲総合病院におきましては、以前から院内感染防止のため病院の出入口を1か所にし、全ての来院者に検温を実施するとともに、入院患者への面会も禁止させていただいております。

また、発熱等の病状がある方につきましても、事前に電話で連絡をいただき、他の患者との導線を分け、受診していただくようにしておりますので、今後も御不便をおかけしますが、院内感染防止のため、引き続き御協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、3回目の追加接種を行うことにより、発症予防効果や重症化予防効果の維持が期待できるものとされており、医療従事者、高齢者施設の入所者等及び65歳以上の高齢者の順で接種を進めているところであります。

そして、順次接種を行っており、65歳以上の高齢者の方につきましては、今月、3月中旬にはおおむね完了する予定であります。

また、64歳以下の方につきましても、国からのワクチンの供給量等に応じて、社会機能を維持するために必要な事業の従事者等の方々を優先しつつ、順次実施しており、集団接種につきましては、来月、4月中にはおおむね完了する予定でございます。

さらには、5歳から11歳までを含めた初回接種につきましても、ワクチン供給後、迅速に接種することができるよう体制を整えております。

このように、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、希望する全ての方が安全安心、かつ、迅速に接種をしていただけるよう、紀北医師会、紀北薬



剤師会の御協力の下、鋭意進めてまいります。

次に、おわせS E Aモデル構想の推進についてであります。

おわせS E Aモデル構想につきましては、平成30年8月24日におわせS E Aモデル協議会を設立してから3年6か月が経過し、中部電力尾鷲三田火力発電所撤去工事も残り2年間となってまいりました。

その間、撤去工事の進捗状況も見ながら、おわせS E Aモデル協議会会員である本市、中部電力、尾鷲商工会議所、さらには、オブザーバーである三重県、三重大学が相互に連携し、おわせS E Aモデル構想の実現に向け、鋭意取組を進めてまいりましたが、集客交流人口の拡大と産業の振興による雇用の創出を図るために、まだまだ乗り越えるべき課題が山積していることも事実であります。

しかしながら、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止は、本市にとって、半世紀続いた地域経済の構造転換を促すものであり、また、本市として、約19万坪もの広大な跡地を用途転換が進まず、遊休地として長期にわたり放置されることは、何としても避けなければならず、そのためにも、おわせS E Aモデル構想の実現は、尾鷲の将来を左右する大きな開発計画であると考えております。

このことから、私といたしましても、昨年の市長選挙において、おわせS E Aモデル構想の具現化を1期目からの引き続きの取組として、公約の一つに掲げさせていただきました。

そういった意味においても、このプロジェクトは、尾鷲の再生を担う非常に重要なプロジェクトであると考えております。

当然のことながら、後世に負の遺産を残すことなく、中部電力や尾鷲商工会議所との協力関係をさらに強固にし、そして市民の皆様、議員の皆様にも御理解をいただきながら、しかも、当プロジェクトに関心を持たれている地域外の関係者の方々とよりよい関係づくりを重ね、おわせS E Aモデル構想の実現に向け、鋭意取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

次に、子育て支援の充実についてであります。

若者世代の経済的負担を軽減するため、新年度から、結婚に伴う新生活のスタートアップに必要な住宅取得や引っ越し等の費用に対して補助を行う、結婚支援生活支援事業を実施いたします。

これにより、経済的な負担が理由で結婚に不安を抱える方に対して支援を行うことで、結婚を希望する方を後押しする取組であり、経済的な負担が理由で結婚

をためることがないよう、ひいては若者世代の定住促進にもつながるよう支援を行ってまいります。

また、子育て世帯にとって大きな経済的負担の一つとなっております保育園、幼稚園の主食及び副食に係る給食費につきましては、4月からは、認定こども園を加えて無償化を行います。

これにより、子育てに係る保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

加えて、安全安心して過ごすことができる子供の居場所づくりなどを進めるため、子ども食堂などの地域で子育て支援活動を行う団体を財政的に支援することで、地域全体で子育てを支える、見守る体制を整え、子育てしやすいまちづくりを推進いたします。

このように、若者世代、特に子育て世代の経済面、精神面の両面での負担の軽減を図り、既存の支援を併せて、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を図ることで、安心して子供を産み、健やかに育てることができる環境をつくるとともに、地域全体で子育てを支え合うまちづくりを目指し、子育て支援の充実を図るため、一步一步、着実に各種施策を進めてまいります。

次に、認定こども園についてであります。

これまで認定こども園の設置に向けて、子育て世代への聞き取り、アンケートの実施、県内認定こども園の視察、市広報等による認定こども園の周知や認定こども園の名称公募など、様々な取組を行うとともに、福祉保健課、教育委員会及び社会福祉法人尾鷲民生事業協会が一体となって協議を重ね、着実に準備を進めてまいりました。

そして、本年4月に開園いたします幼保連携型認定こども園ひのきっここども園では、子供たちの健やかな心身を育み、遊びや活動を通して生きる力の基礎を培うことを基本理念として、就学前の教育・保育を進めてまいります。

認定こども園の設置後につきましても、福祉保健課、教育委員会、尾鷲民生事業協会の3者がこれまで以上に協力、連携を深め、本市の子供たちが集団活動を通して様々な体験を積み重ね、健やかに成長できるよう、よりよい教育・保育の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

まず、経営状況につきましては、医療圏人口の減少に伴い、病院経営は非常に厳しい中、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院・外来患者と

もに減少し、ますます医療収益が厳しい現状となっております。

このような状況の中、全職員が一丸となって、新型コロナウイルスの感染症のリスクと隣り合わせて立ち向かい、陽性患者の受入れをしたことに伴う国からの補助金により、経常収支は大幅に増益となり、財務の健全性を示す内部留保資金は、新改革プランと比較し、大きく改善しておりますが、コロナ禍が終息した後の病院経営においては、病院の規模の適正化等さらなる改革を推し進め、一層の努力が必要であると認識しております。

次に、リニアックの更新事業であります。昨年末に機器の認可と設置が終了し、現在は照射の試験を実施しており、新年度の稼働に向け順調に進捗しております。

今後、がん治療に対するリニアックの有効性につきましては、市民の皆様にご知っていただくとともに、紀北医師会の先生方、そして紀南病院・紀南医師会への地域PR活動を行い、さらには、中南勢地区へ広くアピールするなど、積極的に取り組んでまいります。

また、MRIにおきましても、6月の稼働に向け、順調にスケジュールどおり進めておりますが、機器の入替え時に際しては、約2か月間休止となるため、病院としてその対応策を検討しておりますが、皆様には御不便をおかけすることもありますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、産婦人科についてであります。

現在の常勤医師が本年度末で定年を迎えることから、産婦人科の継続を心配する声が上がっておりましたが、昨年末に開催していただきました全員協議会で報告いたしましたとおり、現在の医師に定年を延長していただくとともに、三重大学産婦人科医局の御協力により、新たに1名の医師が赴任することになり、本年4月より2名体制で産婦人科を継続させることとなりました。

このことから、妊産婦の皆様には、引き続き安心して出産できる体制を整えておりますので、ぜひ尾鷲総合病院を御利用していただきますようお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、昨年末現在で44.9%と県平均を大きく上回って上昇しており、加えて、高齢者を支える地域の担い手不足も一層深刻化しております。

このような中、日常生活を送る上で、公的なサービスだけでは不便を感じる方が多くなってきており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、個人の状

態やニーズに応じて、既存のサービスと地域の助け合いによる支援を組み合わせ利用できる、より細やかな支援が求められております。

本市はこれまで、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、住民の皆様と様々な検討を重ね、どのような支援が必要とされ、どのような形態で支援を提供することができるかなど、様々な実証実験を行いながら地域全体で支え合う仕組みづくりを進めております。

そのため、本市として、ボランティアへの協力体制を築く必要があることから、市民の皆様を対象としたボランティア講座を通じて地域の担い手を育成することにより、地域で支え合う活動に関心を持っていただくとともに、どんなことならできるのか、行政や社会福祉協議会の取組にどのような関わり方が可能なのかなどを話し合う場を設け、実際の活動につなげることができるよう取り組んでまいりました。

これらの経過を踏まえ、現在、社会福祉協議会において、特に周辺地区の方々から御要望の声が多い買物支援を地域ボランティアの方の御協力を得ながら、まずは、日常の買物に不便を感じている地区から実施しております。

今後、社会福祉協議会における買物支援の取組対象地域を広げていけるよう、本市といたしましても、現在の取組に対する検証を進めながら連携してまいりたいと考えております。

また、要望の多いごみ出し支援につきましても、地域ボランティアの皆様との協議と実証実験を重ね、支援の仕組みづくりを進めてまいります。

今後も、こうした住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、民間事業者との協働も踏まえながら、在宅生活を支える体制の強化を図り、本市にふさわしい地域包括システムをより一層深化してまいります。

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者支援施策の基本方針となる紀北地域障がい者福祉計画、尾鷲市障がい福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間として位置づけており、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本理念として掲げ、障がい者施策の充実を図ってまいります。

特に継続的かつ重点的に取り組む施策として、福祉的就労の場の確保、障がい者グループホームの設置の支援、障がいのある子供の状況に応じた適切な発達支援の充実、一例として、引き続き療育教室の時間枠の確保や、将来的にこの地域

での児童発達支援センター設置を視野に入れながら、関係機関や団体、関係者等との協議を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、生活保障の確保についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援が引き続き求められています。生活が困窮している方の負担軽減を図るため、尾鷲市社会福祉協議会と密接に連携しながら生活困窮者施策に取り組むとともに、本年度から開始したアウトリーチ相談員事業を継続し、社会参加に向け、より丁寧な支援を必要とする方への訪問支援を行ってまいります。

また、新年度からは、直ちに一般就労を行うことが困難な方に対して、就労に向けたボランティア活動や事業所等での軽作業を行うことで社会との結びつきを深め、段階的に就労意欲を高めてもらう就労準備支援事業に取り組めます。これらの支援事業を連携させ、自立相談支援機関の強化を図ってまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

異常気象等による浸水被害への雨水排水対策につきましては、尾鷲市国土強靱化地域計画や尾鷲市都市計画マスタープランなどに基づき、普通河川の堆積土砂の撤去や除草作業など定期的な維持管理に努め、また、2級河川においても、県営事業で継続的に実施していただいております河川改修、砂防事業などの促進により、県と市と地域とで連携を図り、浸水災害の対策を図ります。

次に、道路のメンテナンス対策につきましては、これまでも継続的に行っています橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施することにより、安全で安心な道路空間を確保するとともに、今後の維持管理のコストの縮減を図ります。

また、都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、本市の防災対策上の重要な役割を担うとともに、国道42号と市街地や港エリアの一体性を高める重要な道路であり、事業主体である県とともに、本年度で折橋墓地部分を除く計画路線上にある用地買収及び建物補償が完了し、新年度からは、新墓地造成事業に伴う公共補償を進めてまいります。

本市といたしましても、本年度において、折橋墓地の移転に伴う新墓地の造成に係る現地の測量・調査、設計等が完了し、新年度から新墓地造成事業の本工事に着手する計画であります。

今後におきましても、当路線の早期供用に向け、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

次に、東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましては、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が完了し、昨年8月に開通しました。

当地域にとって、近年の激甚化、頻発化、広域化する災害等に対応するべく、災害に強い道路ネットワークの整備が必要であり、熊野市から紀宝町までの未開通区間の整備についても、引き続き、東紀州地域の5市町で連携して、国や県に対して要望を行っていき、ミッシングリンクの解消による高速道路と国道とのダブルネットワーク化を図るとともに、本市と都市部との広域交流を展開する対策を進めてまいります。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備するため、昨年4月には、東紀州5市町による一部事務組合、東紀州環境施設組合を設立し、令和10年度の施設稼働に向けて具体的に事業を進めております。

現在、東紀州環境施設組合において、施設規模や処理方式、公害防止目標値の設定、施設配置など施設の基本的な方向を定めるため、施設整備基本計画を策定しているところであり、また、新年度からは、2か年をかけて生活環境影響調査を実施することから、本市といたしましても、安全安心で環境に優しい適切な施設となるよう、他の4市町と十分な協議を行ってまいります。

次に、防災対策についてであります。

近年、地震、台風、集中豪雨等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震、津波などさらに大規模の災害が発生する可能性も高いとされております。

災害に際し、地域の安全安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として、地域における防災力を充実強化することが極めて重要であります。

地域を守る中核的な組織であります消防団は、仕事を手に持ちながら、我が町を災害から守るという使命感の下、地域の防災リーダーとして幅広く活動を行っております。

平常時には、現在、193名の団員が、定期放水訓練、火災予防啓発活動、大規模災害に備えた技術の習得、消火技術の向上を目的とした操法大会出場などに取り組み、備えを強化し、火災時にはいち早く初期消火活動、台風時には、防潮扉の操作や倒木の撤去などの災害応急対策に尽力しております。

消防団の処遇につきましては、災害の多発化や激甚化と消防団員の減少により、

一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑みると、その労苦に報いるため、手当の引上げによる消防団員の処遇改善が不可欠であると考え、消防団員に対する年手当を引き上げ、さらに、地震・風水害などの災害に係る出勤手当も引き上げ、消防団員一人一人の処遇をしっかりと改善してまいりたいと考えております。

次に、消防団車庫の整備についてであります。

消防団の活動拠点として15組織の各分団にそれぞれ整備されている消防団車庫は、老朽化の進行具合や用地選定の状況などを考慮し、適地への整備を進めております。

旧耐震基準の建物に対しては、計画的に整備し、消防力の維持・向上、災害に強いまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況にあります。近年では、三木里地区の新規就農者や向井地区での新規企業の農業参入に加え、昨年には、天満地区における甘夏ミカン栽培での地域おこし協力隊を採用し、活動を開始しているなど、農業からの地域づくりに新しい動きが出てきております。

三木里地区、向井地区では、体験型農業、観光農園などの検討も進められており、新たなアプローチでの農業の展開に向けた支援を継続してまいります。

また、天満地区での甘夏ミカン栽培におきましては、地域おこし協力隊による6次産業化を目指した商品開発について、幾つかの企業、事業所と検討を進めており、任期内に具体的成果につなげられるよう取り組んでおります。

さらに、同地区におきましては、急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取組を支援することを目的とした中山間地域等直接支払事業を活用し、耕作条件不利地の負担を軽減するなどの活動支援を行ってまいります。

次に、獣害対策についてであります。

獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部の協力の下、捕獲による積極的な頭数管理や獣害柵の設置などを行っておりますが、タヌキやアナグマ、ハクビシンなど、生活環境被害の問合せ、対策の依頼が増加しており、農林業対策としてのニホンジカ、ニホンザル、イノシシの獣害対策と併せて、引き続き防除指導、被害多発地域での追い払い、捕獲活動などに即時に対応できる体制を継続し、農林業被害や生活環境被害などの軽減を図ってまいり

ます。

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の林業を取り巻く森林の状況は、長期にわたる木材価格の低迷から経済林として成り立たない森林が増え、相続による所有者の代替わりなどから、自己所有森林の管理が十分に行えない所有者が増えるなど、森林保全の在り方が全国的にも大きな問題となっています。

このことから本市では、個人所有の間伐などの手入れが十分に行われない森林や、隣接境界の不明な森林につきましては、国から交付される森林環境譲与税を活用した整備を進めております。

現在は、須賀利地区において、所有者の意向により、市に経営管理を委託したいという森林について、森林の現況調査や境界を明らかにしていくなどの作業を行っており、間伐などの手入れを進めることで森林の適正な管理へとつなげ、国土の保全等、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図ってまいります。

次に、市有林管理事業におきましては、本年度から取り組んでおります川原木屋地区での国における水源林造成事業により、林内に作業道を造り、車両系での搬出方法による利用間伐事業などを継続して実施してまいります。

本事業は、市の経費負担がなく、将来的に手入れの行き届いた豊かで良材の取れる森林づくりに投資することができ、さらには搬出された間伐材を木材市場に流通させることで、地元林産業界における経済活動の一翼を担うことにつながるもので、有効性のある新たな取組であると考えております。

また、本年度、ヤフー株式会社から企業版ふるさと納税の寄附をいただいて取り組んでおります、九鬼町市有林9.1ヘクタールでのみんなの森プロジェクト事業につきましては、現在、ヤフー株式会社と事業の進捗を含めた、新年度に向けた取組の協議・交渉を行っておりますので、概要がまとまり次第、随時報告させていただきます。

特に、みんなの森プロジェクト事業における脱炭素と林業を連動させた仕組みづくりにつきましては、林野庁においても、森林における今後の方向性を具体的に実施するモデルとして大変関心を持っていただいております、森林資源における温室効果ガス吸収量を環境価値として可視化し、森林に新しい価値を付与していくための仕組みづくりについての協議を行い、まずは、現在、みんなの森でのJクレジット取得に向けた事務手続を行っているところであります。

このことから、このJクレジットによる新しい価値創出をより広い範囲の市有



林、また、将来的には民有林にも広げていけるよう取組を進めてまいります。

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市で営まれる漁業は、沿岸、沖合、遠洋漁業と多種にわたり、養殖業も営まれております。

近年では、水産資源の状況悪化による生産量の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食や観光需要の減少による高級魚の魚価低迷や漁業コストの高止まりなどにより、漁業経営は一層厳しさを増しております。

このような状況において、本市の水産振興施策につきましては、漁場保全、資源管理などにより漁業生産が維持され、漁業従事者の確保、育成や漁業所得の向上につながる取組を積極的に進めるとともに、魚食普及や「おわせの魚」の情報発信など、さらに力を入れ取り組むこととしております。

漁場保全につきましては、これまでも取り組んできたところではありますが、昨年、企業版ふるさと納税でいただいた寄附を活用し、九木浦における藻場再生の取組を強化いたしました。

このような藻場再生や種苗放流などを行い、取るだけでなく、つくり育て、環境に配慮をした持続可能な漁業の実現に努めてまいります。

また、養殖業につきましては、昨年、本市が日本一の生産量を誇るマハタの知名度向上を図るため、おうちでフィッシュワンダフルへおわせマハタ井を出品し、その結果、準グランプリに輝くなど、おわせマハタのアピールにつながりました。

一方で、高水温等による疾病被害も続いているため、一昨年から業界、議会と一体となって県に疾病対策を働きかけた結果、昨年は、県の水産振興事業団から、VNNワクチンの2回目接種の費用の支援をいただきました。

このことにより、養殖業者によるワクチン接種が進み、疾病被害が軽減されましたので、引き続き、このような要望を関係機関に訴えていく所存でございます。

さらに、新年度は、より安全安心な生産体制の確立を目的として、本市の養殖業の衛生管理体制の強化に取り組むための国の補助事業に現在申請中であります。

また、本市の魚でもあり、一番の生産量を誇るブリにつきましては、漁業の発展を図る上で特に重要な魚種であると考えております。

このことから、知名度向上を図るために、漁業者、関係機関、地域の方々と一体となって、尾鷲のブリのおいしさや文化などの情報発信に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、商工振興についてであります。

少子高齢化、過疎化が進む中、一昨年から続くコロナ禍により、市内経済は大きな影響を受けており、より一層の地域産業の活性化が求められております。

こうしたことから、本市ならではの地域の資源を最大限に活用し、地域が一体となった商工業の振興施策によって雇用の場を創出することが必要であります。

本市には、海の恵みや山の恵みから成る食をはじめとする様々な地場産品があり、より多くの皆様に知っていただき、買って、食べて、楽しんでいただくことが販路を拡大し、地域経済への波及効果があるものと捉えております。

そこで、尾鷲商工会議所や金融機関をはじめ、関係団体の連携協力の下、より本市の地域経済を活性化させるため、新たに地域経済活性化に関する協議会を発足し、事業者への伴走型による新商品の開発、既存商品の磨き上げを実践し、ウェブ商談会や対面での全国的な商談会への参加を積極的に進めてまいります。

また、商品等の購入のきっかけとなるよう、情報発信の強化として動画を活用したプロモーション活動に取り組み、尾鷲の食をはじめとする地場産品の販路拡大の支援を実施し、地域経済の活性化を進めてまいります。

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水事業につきましては、これまでも、分水試験や分水モニタリング、情報発信に取り組みながら、施設運営費の見直しにも着手してまいりました。

現在、水産加工品や活魚車への利用、食品製造においてもその特性を生かし、利用が実践されております。

こうした中、さらなる知名度の向上、分水量の増加を図るため、海洋深層水を利用してみたいと思っている全国のお客様に対し、より手に入りやすい仕組みである通信販売事業に着手いたします。

これにより、今までは御利用になれなかった遠方の方に気軽にお届けできるほか、近年需要が増加しているマリンアクアリウム分野などの新しい顧客が獲得できるものと考えております。

今後も、みえ尾鷲海洋深層水ならではの特徴を生かしながら、新しい顧客の獲得による知名度の向上を図り、幅広い分野での利用促進に取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。

本市への集客交流人口の拡大に向けては、市内の魅力ある観光資源については、旅マエ、旅ナカ、旅アトでの情報の充実が今後さらに求められることから、ウェブ

ブやSNSを中心とした情報発信をより一層強化し、誘客の増加へとつなげていく必要があります。

そこで、世界遺産熊野古道を中心とする本市の観光資源のプロモーションを実施することとし、まずは、熊野古道馬越峠から、馬越峠ブラッシュアップチャレンジとして公式SNSで毎日紹介することをスタートしており、来訪していただけるきっかけづくりとして取組を進めております。

また、本市の4大イベントに関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2年続けての中止、中断を余儀なくされましたが、新年度につきましては、改めて新型コロナウイルス感染症防止対策に配慮しつつ、盛大に開催できるよう、鋭意取り組んでまいります。

尾鷲の夏の風物詩であるおわせ港まつりにおきましては、第70回の節目を迎えており、市民の皆様はもちろんのこと、ふるさと納税支援者の来訪を含めた市外からのお客様をお迎えできるよう、大会関係者の皆様と協働で実施してまいります。

また、秋、冬のイベントとして、おわせ海・山ツアーウォーク、全国尾鷲節コンクール、尾鷲磯釣大会におきましても、例年参加を楽しみにしている皆様の期待に応えるべく、盛大に開催できるよう大会関係者の皆さんとともにPRを行ってまいります。

次に、中核的観光交流施設である夢古道おわせに関しましては、コロナ禍で厳しい運営状況が続く中、令和4年度から令和6年度までの新たに指定管理者として株式会社熊野古道を選定させていただいておりますが、当施設においては、運営当初から尾鷲への訪問の目的となるべく、来訪者の皆様、市民の皆様の様々なニーズに応えながら施設運営に取り組んでおります。

ただ、先ほど申しましたように、全員協議会あるいは議会運営委員会で申し上げましたとおり、今回のこの指定管理者についての議案については、取り下げさせていただきます。

引き続き、指定管理者と連携を密にしながら、地域住民の憩いの場として、そして集客拠点として誘客の拡大に努めてまいります。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

ふるさと納税事業につきましては、私が市長就任して以降、本市の貴重な財源の獲得や市内事業者の物産振興と位置づけ、事業者の皆様の御協力もいただきながら取組を強化しており、その結果として、平成29年度以降、毎年寄附者が増

加し続けております。

具体的には、制度導入時の平成20年度の実績では、8件、49万円でありましたが、その後、当事業が全国的に浸透し、平成30年度以降、寄附金額も1億円を超え、令和2年度には、コロナ禍の中、巣籠もり需要の効果もあり、寄附額が4億円を突破しました。

本年度も1月末現在で、寄附申請件数は2万7,760件、寄附申請金額3億8,152万円と多くの皆様から本市へのふるさと納税に応援をいただいております。

こうしたことを本市にとって大きなチャンスと捉え、継続的な交流を通じ、様々な形で本市を支える人々との関係を構築していくことは、地域の活力を維持、発展させるために必要不可欠であると考えております。

そのため、このつながりから、寄附金額の拡大と関係人口のさらなる創出に向けて、そのきっかけづくりや土壌づくりはもとより、受入れ地域としてのおもてなしの心で魅力ある尾鷲の価値を高め、新しい人の流れをつくってまいります。

次に、教育大綱、教育ビジョンについてであります。

現在、本市では、中長期的な教育の在り方、方向性を示し、推進していくために、尾鷲市教育大綱、尾鷲市教育ビジョンを策定しております。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年に改正された際に新たに規定されたものであり、地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとしております。

本市におきましては、法改正があった翌年の平成27年に尾鷲市教育大綱を策定し、その後、尾鷲市教育ビジョンの見直しの時期に合わせて、平成30年に改定を行いましたが、令和4年度をもって期間が終了となるため、同年度中に新たな教育大綱、教育ビジョンを策定することとなります。

このことから、これまでの教育大綱や教育ビジョンについて検証しながら、第7次尾鷲市総合計画に示された基本目標4の「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」の実現に向けて、教育部門における施策分野の目指す姿についての考え方を教育大綱で示し、教育ビジョンでは、目指すべき本市の教育の基本的な方針や重点施策を示してまいります。

そして、次代を担う子供たちが未来に向けて夢や希望を持ち、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと輝き、活躍できるよう、学習環境の充実を目指してま

います。

次に、基礎学力の定着及び向上についてであります。

これまでに、今年度の全国学力・学習状況調査の結果について、全体の傾向として基礎学力の定着について課題があると、また、児童・生徒の生活状況調査の結果では、家庭学習の時間が少ないこと、小中学生ともに、ゲームなどに多くの時間を使う子供の割合が大変高いことなどについて報告させていただきました。

このような課題につきましては、学力向上の推進に関する協議会を立ち上げる準備として、昨年12月にPTA代表、学校長、教員代表と教育委員会で設立準備会を開催いたしました。

そこで、課題解決のために、学校、保護者、教育委員会の3者が連携して取り組む必要があるとして、本年5月頃を目途に、学力向上の推進に関する協議会を立ち上げて、課題の解決に向けて取り組んでまいります。

これにより、学校における授業、子供の生活時間、家庭学習の在り方など改めて見直しを行い、次代を担う子供たちの確かな学力の定着を図ってまいります。

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

尾鷲中学校の給食導入につきましては、これまで長い間の課題であり、保護者の皆様の念願でもありました。

ようやく実施に向かって具体的に取組を進めているところであり、本実施計画は、尾鷲小学校の給食施設の老朽化対策と、米飯給食の実施という課題を同時に解決することを目指し、尾鷲小学校の給食施設を増改築して、尾鷲中学校分の給食を調理し配送する親子方式での給食導入の手法を採用いたしました。

現在の進捗状況は、設計業務を年度内に完了し、令和4年度中に工事を完成させ、来年、令和5年4月からの給食開始を目指して、鋭意取組を進めているところでございます。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、自然や歴史・文化、人材など地域資源を活用しながら、生涯学習活動や発表の場づくりを図り、各種の情報提供を行っております。

この考えを基盤として、生涯を通じて自発的、主体的に学習できるよう多様な学習機会を提供するとともに、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しております。

中でも、次代を担う子供たちを対象として、放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子において、様々な体験講座を通じ、放課後等における子供たちの安全で健やか

な居場所づくりを進めるとともに、地域の子育て支援団体等の皆様と連携しながら、子育て世代を対象とした子育てHAPPY DAYを継続して開催するなど、地域が一体となって子供を育み、見守る環境づくりを推進してまいります。

また、コロナ禍においても、自宅に閉じ籠もりがちな方が気軽に参加できる講座等の実施や、子供たちが自ら考える力や豊かな心を育む機会の充実に向け、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とともに連携を図りながら、生涯教育の充実に推進してまいります。

しかしながら、社会教育事業を進めていく中で、施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

中央公民館は、昭和55年に竣工し、文化振興や生涯学習、世代を超えた交流の場として多くの市民の皆様などに利用されるとともに、避難所にも指定されておりますが、老朽化が著しく、平成21年度実施の耐震診断では非耐震構造との診断結果が出ております。

そして、南海トラフ巨大地震の発生確率が上がっている中、市の公共施設の中でも耐震改修が必要な優先順位の高い施設として位置づけております。

このため、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう、昨年度に策定した尾鷲市公共施設個別計画に基づき、耐震補強に向けた設計業務に着手し、安全安心な生涯学習の活動拠点施設として、市民への学習機会の提供及び教養と健康づくりを推進してまいります。

また、体育文化会館は、昭和42年に竣工し、市民のスポーツ推進と健康・体力の向上を目的に利用されておりますが、老朽化が著しく、暴風雨などの際の雨漏り等により、市民の皆様の御利用において十分な対応が行えていない状況にあります。

本来、体育文化会館は、市民の体育、レクリエーションの振興、健康な市民生活の向上に寄与する機能を持った施設であります。そのため、新年度に耐震診断を実施し、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

次に、広報・広聴の充実についてであります。

まず、広報事業につきましては、市民の皆様が用いる情報媒体が多様化するなど社会環境が変化する中、皆様が利用しやすい方法でより確実に情報を入手できるよう、引き続き、広報おわせやホームページ、エリアワンセグ、SNSなどの各広報媒体を効果的に組み合わせながら、情報発信の強化、充実に取り組んでま

います。

特に、ホームページにつきましては、スマートフォンなどへの対応も含め、リニューアルを行うことで、利用者の皆様が必要な情報をより入手しやすい環境整備を進めてまいります。

次に、広聴事業につきましては、市政に対する幅広い市民の皆様の声を集約し、できる限り市政に反映していくために、引き続き、市長との直接対話による市民懇談会や市長への手紙などの広聴機会の充実に努めてまいります。

このように、広報・広聴事業を充実させることで、皆様の市政に対する御理解と信頼の確保に努めてまいります。

次に、公共施設個別計画推進についてであります。

本計画につきましては、令和元年度に策定した公共施設等総合管理計画の目標を達成するため、昨年度において、市の保有する各公共施設に応じた維持管理や更新、長寿命化など、今後の具体的な取組方針について、特に普通会計に属する116の施設を対象として、施設の方向性や対策の進め方について定めたものであります。

そして、本年度より、この個別計画を基本として各公共施設の更新や統廃合、除却、長寿命化対策などの最適化を進めており、新年度以降につきましても、それぞれの施設の現状を踏まえ、また、有利な財源の活用を図りながら対策を進めていくことで、将来的な財政負担を軽減、平準化し、市民の皆様には持続可能な行政サービスができるよう努めてまいります。

議長（三鬼和昭議員）　ここで……。

市長（加藤千速君）　以上、所信の一端を述べさせていただきました。

議長（三鬼和昭議員）　ここで換気のため暫時休憩をいたします。再開は11時10分からいたします。

市長（加藤千速君）　以上でございます。

〔休憩　午前10時58分〕

〔再開　午前11時10分〕

議長（三鬼和昭議員）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、上程されました議案に対する説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君）　それでは、今回提案しております議案等について説明いたしま

す。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第3号から諮問第2号までの28件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が9件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1 ページを御覧ください。

議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることから、所要規定を改正するため条例の一部を改正するものであります。

次に、3 ページを御覧ください。

議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」につきましては、国における行政手続の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する政令を改正されたことから、市職員のサービスの宣誓においても押印、対面の見直しを行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、5 ページを御覧ください。

議案第5号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備及び妊娠等の申出をした労働者に対する周知・意向確認の措置などが義務づけられたことに伴い、国家公務員においても同様の措置が講じられることから、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、所要の規定を改正するため条例の一部を改正するものであります。

次に、7 ページを御覧ください。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に基づき期末手当の支給月数の引下げを行うとともに、現業職の分野において、安定的な業務を遂行していくために体制強化を図る必要があることから、国に合わせた現業職給料表等を追加するため条例の一部を改正するものであります。



次に、14ページを御覧ください。

議案第7号「尾鷲市保育所条例の一部改正について」につきましては、来月1日から本市において認定こども園が開園するに当たり、入所の手続に認定こども園を加え、保育料を利用者負担額として整理するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページを御覧ください。

議案第8号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について」につきましては、来月1日から本市において認定こども園を開園するに当たり、保育料を利用者負担額として整理し、条例の題名変更、保育料の徴収等、認定こども園に係る所要の規定の整理を行うため条例の一部を改正するものであります。

次に、18ページを御覧ください。

議案第9号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」につきましては、道路法等の一部を改正する法律における歩行者利便増進道路の規定及び道路構造令における自転車通行帯の規定の追加など、条例の一部を改正するものであります。

次に、21ページを御覧ください。

議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の減少による地域防災力の低下、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障を来す危機感の下、人口減少に伴う消防団員の定数の見直しを図るとともに、災害時の出動や訓練、その他の活動の実態に応じた処遇改善を図る必要があることから、消防団員の各種手当の引上げ等、条例の一部を改正するものであります。

次に、23ページを御覧ください。

議案第11号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保する特例の規定のただし書を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、25ページの議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、34ページの議案第21号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの10議案について説明いたします。

本市の財政状況は、国が定める健全化判断比率においては、いずれの数値も早期健全化基準を下回っているものの、令和2年度決算における経常収支比率が9

8.8%と高止まりしていること、また、さきの12月定例会においてお示しさせていただきました財政収支見通しのとおり、主な自主財源である市税収入の減少等により、今後も厳しい状況が続くであろうと予測しているところであります。

一方、こうした状況の中で、財政健全化計画に基づき取り組んでおりますふるさと応援寄附金増額確保の取組をはじめ、三役給与の削減継続やその他経常経費の削減などの歳出抑制を地道に進めてきたこと、また地方交付税の増額等もあり、財政調整基金など安定した財政運営に必要となる基金残高は回復傾向で推移している状況であります。

これら基金につきましては、今後、本市が取り組むべき様々な行政課題に対応し、その上で長期的に安定した財政運営を行っていくために、一定の水準以上に保つことが必要であると考えており、そのためにもさらなる財政健全化に向け、今後も継続して取組を進めてまいり所存でございます。

本予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するためのワクチン接種費用はもとより、保育園・幼稚園の給食費支援などの子ども子育て支援、産業振興、脱炭素化に向けた取組、まちの環境美化及び公共施設個別計画等に基づく老朽化施設への対応などを含め、第7次尾鷲市総合計画に掲げたまちの将来像、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けた新たな一歩となるよう、私の思いを入れ込んだ予算編成を行っております。

それでは、令和4年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の令和4年度当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.6%増の97億6,244万5,000円、特別会計の国民健康保険事業は、7.9%減の20億6,208万7,000円、後期高齢者医療事業会計は、0.4%増の6億6,705万7,000円、企業会計においては、病院事業会計で、5%減の49億6,993万4,000円、水道事業会計で、0.3%増の8億3,653万3,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.5%減の182億9,805万6,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページを御覧ください。

1款市税については、令和3年度の各税目の調定見込額等を踏まえ、市税全体として対前年度比3.8%増の18億7,370万円を計上しております。

2款地方譲与税については、森林環境譲与税の増額により、11%増の8,4

83万9,000円を計上しております。

3款利子割交付金から8款環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9款地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減等により、69.4%減の650万円を計上しております。

10款地方交付税は、令和3年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で4億700万円の増額、特別交付税は前年と同額を見込み、地方交付税総額で11.1%増の40億6,500万円を計上しております。

12款分担金及び負担金は、4.4%増の5,766万9,000円、13款使用料及び手数料は、2.2%減の1億1,345万9,000円をそれぞれ計上しております。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金5,646万8,000円の減額などにより、5.6%減の9億8,879万円を計上しております。

15款県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,500万円の増額、参議院議員選挙執行委託金1,959万6,000円の追加、衆議院議員選挙執行委託金1,926万6,000円及び三重とこわか国体関連補助金2,035万3,000円の皆減などの増減要因により、0.7%減の5億8,999万1,000円を計上しております。

16款財産収入は、3.2%減の1,831万3,000円を計上しております。

17款寄附金は、ふるさと応援寄附金を3億5,000万円と見込み、計上しております。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金1億2,346万4,000円、減債基金繰入金3,500万円、ふるさと応援基金繰入金2億5,665万1,000円など、16.9%減の4億7,750万4,000円を計上しております。

20款諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償金6,136万6,000円の増額等により、44.5%増の2億4,287万9,000円を計上しております。

21款市債は、街路整備事業債5,060万円及び河川整備事業債2,840万円のそれぞれ増額、臨時財政対策債2億2,700万円の減額等の増減要因により、18.4%減の4億4,720万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページを御覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度0.6%増の45億7,199万8,000円となっております。

まず、人件費は、主に職員退職手当の増加、また消防団員の各種手当の引上げ等処遇改善も含め、2.2%増の16億8,056万円を計上しております。

扶助費は、医療扶助費の減少などにより、0.7%減の17億8,367万4,000円を計上しております。

公債費は、0.2%増の11億776万4,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、ふるさと納税事業関連経費2,976万8,000円の増額、みんなの森プロジェクト推進業務委託料1,342万円の追加などにより、3.5%増の17億1,355万8,000円を計上しております。

補助費等は、東紀州環境施設組合負担金2,094万2,000円の皆増、病院事業会計負担金1,950万2,000円の増額、衆議院議員選挙や市長及び市議会議員選挙に伴う各種交付金の皆減などの増減要因により、0.2%増の13億1,801万1,000円の計上であります。

積立金は、ふるさと応援基金積立金2,800万円の増額などにより、15.5%増の2億1,321万5,000円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額などにより、0.3%減の11億5,310万5,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費3,000万円の増額などにより、15.8%増の1億6,576万1,000円を計上、単独事業費で、折橋墓地移転事業費5,714万5,000円及び河川改良事業費2,794万円のそれぞれの増額により、68.5%増の5億372万7,000円を計上し、総額で44.9%増の7億2,215万5,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページを御覧ください。

これにつきましては、メールシーラー保守業務委託をはじめ、7件について債務負担行為を設定するものであります。それぞれの期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比7.9%減の20億6,208万7,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、0.4%増の6億6,705万7,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページを御覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で40億2,003万5,000円、支出で42億9,358万8,000円を計上しております。

資本的収入及び支出の収入で5億1,061万2,000円、支出で6億7,634万6,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億6,573万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,502万円を補填するものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和5年から令和8年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和5年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページを御覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で4億9,569万3,000円、支出で5億432万4,000円を計上しております。

資本的収入及び支出の収入で7,405万1,000円、支出で3億3,220万9,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,815万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

水道窓口及び検針収納業務委託は、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を1億9,284万1,000円とするものであります。

続きまして、令和3年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和3年度一般会計補正予算（第16号）主要事項説明の1ペ

ージを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2億8,428万7,000円を追加、国民健康保険事業会計で2,525万7,000円を追加、後期高齢者医療事業会計で1,354万8,000円を減額、また、病院事業会計では、歳入で5億3,768万8,000円を追加、歳出で3,347万円を減額、水道事業会計では、歳入で104万7,000円を追加、歳出で345万9,000円を減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を212億2,483万2,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款市税1億2,318万3,000円の増額は、市民税及び固定資産税等について、当初の見込みより調定額の増額を見込んだことによるものであります。

10款地方交付税1億7,820万2,000円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

14款国庫支出金101万4,000円の増額は、事業費の減額による新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,375万円の減額、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る防災・安全交付金2,927万9,000円の増額などによるものであります。

15款県支出金5,104万4,000円の減額は、補助金配分の減少による地籍調査補助金1,010万7,000円の減額、国体の開催中止による三重とこわか国体会場地市町運営交付金1,149万7,000円の減額などによるものであります。

17款寄附金429万2,000円の増額は、一般寄附金として、3名の方から御寄附をいただいたものであります。

20款諸収入383万1,000円の減額は、折橋墓地移転事業の本年度分事業費の変更に伴う補償金の減額が主なものであります。

21款市債3,330万円の増額は、過疎対策事業債ソフト分として2,270万円の追加、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る補正予算債2,140万円の追加及び各起債充当事業債の増減等によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどであります、主に増加したものについて説明させていただきます。

4 ページを御覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、退職手当の増額等により、職員手当 5 2 9 万 2, 0 0 0 円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金の主なものとして、財政調整基金に 3 億 6, 2 4 9 万 5, 0 0 0 円、地方交付税の追加交付の一部について減債基金に 7, 8 6 9 万 4, 0 0 0 円、事業費の変更に伴う積み戻し分として、都市計画事業基金に 9 3 8 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に係る住基システム改修委託料 3 5 7 万円の追加であります。

5 ページを御覧ください。

民生費の児童福祉総務費では、国の補正予算による追加された事業として、放課後児童クラブに係る放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金 1 7 万 6, 0 0 0 円の追加、同じく児童措置費では、保育所に係る保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 1 9 8 万 3, 0 0 0 円の追加であります。

6 ページを御覧ください。

衛生費の病院費では、地方創生臨時交付事業として尾鷲総合病院が実施する感染症対策設備整備事業に対する負担金 3 3 0 万円の増額であります。

農林水産業費の漁港建設費では、水産基盤ストックマネジメント事業の計画変更による積算業務委託料 3 0 0 万円及び工事請負費 1, 2 7 9 万 6, 0 0 0 円の追加であります。

土木費の道路維持費では、国の補正予算により追加された事業として、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る設計業務委託料 1 0 0 万円及び工事請負費 4, 9 8 0 万円の追加であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

追加 8 件につきましては、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

追加1件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

変更6件につきましては、いずれも入札等による額の確定により、限度額を変更するものであります。

廃止3件につきましては、いずれも年度内での執行が見込めないため、債務負担行為を廃止するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、2,525万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を23億904万4,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税935万6,000円の増額、保険給付費の増加見込み等に伴う県支出金1,870万3,000円の増額が主なものであります。

歳出では、療養給付費等の増加見込みによる保険給付費1,500万円の増額、財政調整基金積立金1,046万9,000円の増額が主なものであります。

次に、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,354万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億7,460万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料729万1,000円の減額、保険基盤安定負担金等の見込額確定に伴う、繰入金625万7,000円の減額、歳出では、広域連合負担金1,354万8,000円の減額であります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、新型コロナウイルス感染症対策補助金が見込めることにより、医業外収益を5億3,448万8,000円増額するものであります。

支出では、医業費用3,702万8,000円の減額で、支払い実績等に基づく給与費3,692万8,000円の減額、旅費交通費の実績に伴う経費10万円の減額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の増額により、28万8,000円を増額するものであります。

資本的収入及び支出のうち収入で、入札差金による企業債10万円の減額及び



地方創生臨時交付金事業を実施することに伴い、一般会計負担金 330 万円を増額するものであります。

支出では、地方創生臨時交付金を活用し、サーモセンサー及び空気清浄機を購入することにより、建設改良費 327 万円を増額するものであります。

続きまして、12 ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が火力発電所解体工事に伴う大口需要の増加により給水収益を 664 万増額、無収給水に対する他会計負担金を 12 万 4,000 円減額することにより、651 万 6,000 円の増額であります。

営業外収益は、令和 2 年度の企業債借入れの減額に伴う支払利息の減額による一般会計補助金 7 万円の減額であります。

支出では、営業費用が額の決定による委託料などの減額により、254 万 2,000 円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額及び消費税納付額の増額により、84 万 4,000 円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金及び建設改良費の減額に伴う企業債の減額等により、539 万 9,000 円の減額であります。

支出では、固定資産購入費が減額となり、176 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、35 ページを御覧ください。

議案第 22 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間として、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、36 ページを御覧ください。

議案第 23 号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴う設置された道路等の 6 路線を新たに市道路線として認定を行うに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第 3 号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から、議案第 23 号「尾鷲市道路線の認定について」までの 21 議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第24、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」から、日程第28、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの計5議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題となりました5議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」から、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5議案について説明いたします。

議案書の43ページを御覧ください。

まず、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、現在、識見を有する者のうちから選任いたしておりました監査委員が欠員となっているため、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する、民部俊治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、45ページを御覧ください。

議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち南進氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、47ページの議案第26号から議案第28号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は、固定資産の評価について学識経験を有する3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が本年3月31日をもって任期満了となりますが、現委員であります、植松顕哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであ

ります。

以上をもちまして、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」から、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております5議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第24、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼和昭議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第24号については原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第25、議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第26、議案第26号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第27、議案第27号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28、議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問2件を一括議題といたします。

事務局長をして、諮問の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となりました諮問2件につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の53ページ、55ページを御覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち川上悦子氏と内山恵美子氏の2人の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、新たに貝川淳子氏と村島正記氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

両氏とも人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長(三鬼和昭議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております諮問2件につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問2件につきまして、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日3月2日から3月6日までを休会とし、7日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時57分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署名議員 濱 中 佳 芳 子

署名議員 西 川 守 哉